

マネロン等対策の有効性検証に関する事例集

令和8年3月版



本書について

本書は「金融機関等のマネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」に記載している考え方を参考に金融機関等が有効性検証を実施するために、金融機関等や有識者との対話等を通じて得られた実際の有効性検証の取組み事例から金融機関等が参考にできると思われる事例を公表するもの。

留意事項

本書は、金融機関等との対話の中で把握した実態をもとに、有効性検証の目的・目線や想定される実施内容に照らして、金融機関等が参考にできる事例を整理するものである。したがって、金融機関等が参考事例のみに取り組むことで、マネロン等対策の有効性検証を十分に実施できるものではないことに留意する必要がある。また、金融機関等においては自社が直面するマネロン等リスク等も踏まえて有効性検証を実施することとなるため、金融機関等が本書に記載された事例に対応していないからといって有効性検証ができていないと判断されるものでもない。

本書は、金融機関等において、有効性検証を実施する際に参考として使用することを想定しているものであり、記載している個々の事例を形式的に適用したり、本書をチェックリストとして用いたりすることは想定していない。また、金融機関等との対話においても同様に、本書に記載されている個々の事例に対応できているか確認するといったように本書をチェックリストのように用いることはない。

以上より、金融機関等においては、本書の事例に自社が対応できているかをひとつずつ確認するのではなく、有効性検証を実施するに当たって具体的に体制整備や検証範囲・方法等を検討する際の参考として本書の事例を参照することが有用であると考えている。

なお、今後金融機関等との対話などの中で得られた参考となる事例については、公表可能な範囲で本書に反映していく。

事例集

1. マネロン等リスクの特定・評価に係る検証

【考え方・着眼点】

<考え方>

金融機関等において、変化するマネロン等リスクに対して有効な対策を講ずるために、自らの直面するマネロン等リスクの特定・評価が適切に実施できているかを確認する。直面するマネロン等リスクが、十分な情報を基に特定・評価されており、リスクの変化に応じて適時に更新されている場合、リスクの特定・評価を適切に実施できていると言えると考えている。

<着眼点>

以下の観点から自らのリスク評価書におけるリスクの特定・評価の妥当性を確認することが考えられる。

- ✓ リスク特定に当たっての包括的かつ具体的な検証において、対象としている内外の情報は十分か。
- ✓ 特定したリスクを全て評価しているか。
- ✓ リスク評価に当たって活用している情報は十分か（疑わしい取引の届出状況等の分析も踏まえてリスク評価を実施しているか）。
- ✓ 定期的にリスク評価を見直す頻度や随時の更新時期は適切か。

【参考事例】

- リスク評価書作成のための実施要領と直近作成したリスク評価書の内容を確認し、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等を踏まえて、リスクの特定に当たって検証すべき内外の情報を選定・分析し、評価が実施されていることを確認している。
- リスク評価書作成のための実施要領と直近作成したリスク評価書の内容を確認し、自社において定期的に実施している疑わしい取引の届出状況等の分析結果を踏まえてリスク評価書が作成されていることを確認している。
- リスク評価書作成のための実施要領と過去のリスク評価書を確認し、年次で定期更新されていることを確認している。
- リスク評価書作成のための実施要領と過去のリスク評価書を確認し、法規制変更等の際にリスク評価書の見直し要否が検討されていることを確認している。

- 顧客全体のリスクの特定及び評価結果によるリスク分布が、自らのマネロン等リスク認識と整合的であることを確認している。
- リスク評価書において高リスク顧客類型が網羅的に特定できているかを NRA 等に照らし確認している。
- 第1線・第2線が連携し、第2線が作成した自社の取扱う商品・サービス、取引形態の一覧を第1線の各部門に連携（例えば、一覧表の確認依頼、アンケートの実施など）し、商品・サービス、取引形態の追加・削除の状況を確認することで、特定・評価の対象とすべき商品・サービス、取引形態等に漏れがないか確認している。
- 商品・サービスについては、新商品・サービス検討時に作成している案件管理表と照合するなどの方法により、評価すべき商品・サービスに漏れがないかを確認している。
- リスク評価書作成の都度、リスクの特定・評価の手法等が、自社が直面するマネロン等リスクに対応するに当たって十分であるか、改善の余地がないか等について検証している。（以下は、より詳細な事例）
 - － リスク評価書を作成する前に毎回、NRA・FATF・金融庁のガイドライン等・犯収法等の資料で言及されているマネロン等リスクの項目や領域等を自社作成のチェックシート（自社が特定すべきと考えるリスクの項目や領域を一覧化したもの）に記載し、当該チェックシートを用いることで、自社の状況（商品・サービスの取扱状況、顧客数、取引量、疑わしい取引の届出の状況など）を踏まえて、特定すべきリスクを漏れなく特定できているか検証している。
 - － リスク評価書を作成する前に毎回、自社で取扱う「商品・サービス」、「取引形態」や「顧客属性」、関係する可能性のある「国・地域」それぞれについて一覧表を作成のうえ、一覧化した各項目が、自社が特定すべきと考えられるリスクの項目や領域（例えば上記のチェックシートで一覧化したもの）に該当するかを確認することで、自社がリスクの特定において対象とすべき「商品・サービス」、「取引形態」、「顧客属性」、「国・地域」に漏れがないか検証している。
 - － リスク評価書を作成する前に毎回、リスクの特定・評価の手法等を規定している実施要領の見直し要否を検討し、必要に応じて改定している。
- リスク評価書の作成後、作成要領に基づき適切にリスクの特定・評価が実施されていること、検証すべき内外の情報やリスクの特定の網羅性が適切であること、並びに作成要領の見直しが必要でないかについて、作成者以外の検証者及

び上席者が二次チェックを実施し、その後、マネロン等対策に係る会議体やワーキンググループ等において当該二次チェックが適切に実施されたか確認している。

2. マネロン等リスクの低減策の整備に係る検証

【考え方・着眼点】

<考え方>

金融機関等において、変化するマネロン等リスクに対して有効な対策を講ずるために、マネロン等リスクの特定・評価の結果を踏まえてリスク低減策が適切に整備され、見直されているかを確認する。特定した全てのリスク領域に対して低減策が設けられており、その低減策がリスク評価の程度に応じた内容となっている場合、規程等やシステム・管理体制等の低減策が適切に整備されていると言えると考えている。また、定期又は随時のリスクの特定・評価を行った際に、特定・評価の結果を踏まえて、規程等やシステム・管理体制等の低減策の範囲や内容が適切か見直しされていれば、低減策の適切な見直しがなされていると言えると考えている。

<着眼点>

以下の観点から方針・手続・計画等（規程等）やシステム（シナリオ・検知基準・ロジック等）・管理体制等（組織・人員等リソース配分・研修等）の低減策が、直面するマネロン等リスクに対して適切に整備され、見直されているかを確認することが考えられる。

- ✓ 特定したマネロン等リスク全てに対して低減を行うための規程等やシステム・管理体制等が存在するか。
- ✓ 規程等やシステム・管理体制等はマネロン等リスクの評価に応じた内容となっているか。
- ✓ 定期的又は随時のリスクの特定・評価の結果を踏まえて、整備した規程等やシステム・管理体制等が対象とする範囲・内容が適切か見直しされているか（例えば、導入当初は有効であった取引モニタリングの検知シナリオが、外部環境等の変化を経て不要なシナリオになっていることが判明した場合は、当該シナリオを削除し、当該シナリオにより生成されるアラートへの対応に投じていたリソースを他の分野に投じるなど）。

【参考事例】

（全般）

- 疑わしい取引の届出実績の分析結果を勘案した上で、特にリスクが高い取引種別、顧客属性・グループ、取引チャネル等を特定し、それらに対する現行のリスク低減措置の十分性を確認している。
- リスク評価書の作成過程で固有リスク・残存リスクの評価を行った際に、その評価結果を踏まえて自社のリスク低減措置の妥当性を確認している。
- マネロン等対策に係る方針・手続・計画等を検証し、次年度に優先的に取り組むべき課題を選定のうえ、マネロン等対策に係る取組みの年度計画を策定している。策定時に計画の内容を、定期的（例えば四半期ごと）に進捗状況を、経営陣の参加する会議体で報告・議論している。
 - － 年度計画の具体的な項目については、その進捗状況を月次で経営陣の参加する会議体の下部にあたる会議体に報告している。
 - － 年1回以上のリスク評価書の定例見直しを行い認識したリスク低減策における課題認識も、マネロン等対策に係る取組みの年度計画に反映している。
 - － 上記の報告・議論を経て課題を認識した場合は適時計画の見直しを含めて検討している。
- 疑わしい取引の届出を行った顧客との関係性や同類型の顧客属性に着目し、ネットワーク分析やクラスター分析の結果を踏まえて、既存のリスク低減措置が見直されており、見直し後のリスク低減措置は上記分析結果を踏まえた内容となっていることを確認している。
- リスク評価の結果、高リスクと評価した顧客属性・商品/サービスにおいて新たに整備した低減策について、統制内容の十分性を検証している。

（顧客管理）

- 高リスク顧客に対する追加的リスク低減措置が、リスク評価書や業務マニュアル等の文書にて整理されていることを確認している。
- 高リスク類型顧客に対する追加的リスク低減措置によって、顧客リスクが許容可能な水準まで確実に低減されているかを精査している。
- 継続的顧客管理の実施状況を定期的（例えば年次・半期ごとなど）に確認・検証し、チャネル別の回答率、不着率、不備状況の推移なども参照し、調査範囲、調査手法、調査頻度、調査項目の適切性を確認している。実施状況や検証の結

果は適宜経営陣の参加する会議体等でも報告・議論している。

- NRA や FATF が公表する各種情報、疑わしい取引の届出実績及び全社的リスク評価結果との整合性、顧客リスク評価結果分布等の定性・定量情報を踏まえ、顧客リスク評価ロジック（各リスク要素の評価ウエイトを含む）の妥当性を定期的に（例：四半期ごと、半期ごと、年次）確認している。
- リスク評価書の見直しのタイミングに合わせ、顧客リスク評価の手法（個々のスコアリング項目の配点、顧客リスク評価を決定するスコアレンジ等）の適切性を確認している。
- 顧客リスク格付別に顧客数を抽出し、前回検証時から異常な変動等がないか確認することで、顧客リスク格付の基準等の妥当性を確認している。また、定期的（例えば半期ごと）に実施し、責任者（例えばマネロン等対策担当部署の部長）に報告している。
- 個人・法人顧客をランダムに数件抽出し、当該顧客の顧客リスク格付を、勘定系やマネロン等リスク管理用のシステム等のデータを用いてマニュアルで算定し、システムで付与した顧客リスク格付との整合性を確認することで、システムによる格付の基準・機能等の妥当性を確認。定期的（例えば半期ごと）に実施し、責任者（例えばマネロン等対策担当部署の部長）に報告している。
- システムによる顧客リスク評価（顧客リスクスコアリングに基づく格付）について、顧客リスク評価区分（格付）ごとの疑わしい取引の届出率を算出し、顧客リスク評価の高さと疑わしい取引の届出率の高さが比例関係にあるかといった点を確認することで、スコアリングモデルの妥当性を年次で検証している。検証結果は、検証の都度経営陣宛に報告している。
- 顧客リスク格付の分布状況を半期ごとに確認し、分布の変動要因をスコア加点（減点）項目ごとに、マネロン等リスクを正しく反映しているか（マネロン等リスク以外の要因で変動していないか）といった観点で検証し、格付モデル見直し要否を検討している。
- 顧客リスク格付が中・低リスクの顧客群から抽出した顧客について、一定期間（例えば過去1年）の取引履歴を確認し、疑わしい取引の届出を行った先の取引履歴との類似性等、格付を高リスクとすべき要素がないかを定期的に確認することで、顧客リスク格付の妥当性を検証している。

（取引モニタリング）

- 取引モニタリングにおける現行の抽出基準（シナリオ・敷居値、窓口等の検知

の判断基準等)により、不審又は不自然な取引を適切かつ効率的に検知できているかを、内外情報(アラート生成数、疑わしい取引の届出件数、当局による疑わしい取引の参考事例情報、捜査機関からの情報・口座凍結要請等)に照らし検証している。(以下は、より詳細な事例)

- 当局による疑わしい取引の参考事例に掲載されている事例が、現行の手続・システム等の統制により検出可能か否かを検証している。
 - アラート数の時系列推移や疑わしい取引の届出率の状況、口座凍結状況を踏まえ、シナリオ・敷居値が適切であるか半期ごとに確認している。
 - 一定期間の資金移転額、資金移転件数が多かった顧客のうち、取引モニタリングシステムでの検知実績がない顧客を抽出したうえで、検知されない事由を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準の変更を検討している。
 - 疑わしい取引の届出を行った顧客と属性や取引形態などが類似する顧客を抽出したうえで、取引モニタリングシステムで検知されない事由を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準の変更を検討している。
 - シナリオ・敷居値の適切性は見直しにおいては指標(届出率の水準)を設定し、当該指標を踏まえて検証している。また、足下の金融犯罪の状況を踏まえて、シナリオの追加要否を検討している。
 - 取引を事後的にモニタリングする用途の取引モニタリングシステム以外にも、インターネットバンキングや非対面口座開設等におけるアクセス元環境や端末情報等を監視するモニタリングシステムなどの検知シナリオ・敷居値についても、関連指標や金融犯罪の状況を踏まえて、定期的に見直している。
- 取引モニタリングシステムにおけるシナリオ・敷居値の設定について、参照すべき内外情報(例：アラート生成数、疑わしい取引の届出件数、当局による疑わしい取引の参考事例情報、捜査機関からの情報・口座凍結要請等)があらかじめマニュアルに定められており、定期的に(例：半期ごと、年次)見直しされていることを確認している。
 - リスク評価書の見直しのタイミングでも、取引モニタリングシステムのシナリオ・敷居値の追加・修正要否の確認を行っている。
 - アラート生成数及び疑わしい取引の届出件数の実績推移とこれらに係る当初想定との乖離状況や、疑わしい取引の届出件数及び届出率の過年度との乖離状況等、取引モニタリングシステムにおけるシナリオ・敷居値の設定を見直すための指標が設定されており、実際に指標を活用して見直しされていることを確

認している。

- 窓口等による検知数及び疑わしい取引の届出件数の実績推移とこれらに係る当初想定との乖離状況や、疑わしい取引の届出件数及び届出率の過年度との乖離状況等、窓口等の検知の判断基準や手続きを見直すための指標が設定されており、指標を踏まえた見直しが実施されていることを確認している。
- 四半期ごとに各シナリオの検知数や疑わしい取引届出率を算出し、前年実績と比較するなどして増減要因等を分析したうえで、会議体に報告している。
- 口座の不正利用や詐欺被害の状況等を踏まえ、必要に応じてシナリオ・敷居値の見直しを行っている。
- 取引モニタリングシステムの敷居値を引き下げて（検知対象を拡大して）シミュレーションを行い、検知漏れがないか検証している。
- AI を活用したスコアリングにより低リスクと判定され、調査・届出不要としたアラートについて、定期的（例えば、半期ごと）にサンプル調査を行い、スコア判定が有効に機能しているか確認している。
- マネロン等の疑いにより全取引の制限を行った（凍結した）口座（アカウント）について、疑わしい取引の発生回数、金額、時間帯、摘要、属性等から共通する特徴点を見出し、現状のシナリオ・敷居値等の抽出基準で対象取引が検知可能か確認している。
- 営業店での検知、捜査関係事項照会、口座凍結要請がなされた口座（アカウント）に関して、取引モニタリングシステムで検知できていたか確認し、システム検知ができていなかった場合、新たなシナリオ・敷居値等の抽出基準の変更を検討している。
- 多くの疑わしい取引の届出につながった取引の特徴を類型化し、それらの取引を抽出しやすい基準と抽出効果の低い基準を特定し、それぞれ改善余地を検証している。
- 誤検知率の高いシナリオについて、抽出基準の見直しを検討する。リスクの変化を踏まえて当該シナリオが機能していないと判断できる場合は当該シナリオを廃止することも含めて検討している。
- 誤検知の抑制を目的として、例えば、過去に検知後の調査により正当であると判断した取引と同一パターンの検知をしないようにシナリオ等を設定しているといった場合、誤検知抑制を目的としたシナリオ等によって本来検知すべき取引の検知漏れが発生していないか定期的に検証している。

（取引フィルタリング）

- 取引フィルタリングに用いるリスト及び取引フィルタリングシステムに設定された検知基準により、制裁違反又はその可能性がある取引を適切に検知できているかを、当局情報や関連ダミーデータを用いたシミュレーション等により定期的（例：四半期ごと、年次）に検証している。
- 取引フィルタリングに用いるリストの正確性・適切性を、当局告示等の元情報に照らし年次で確認している。
- 取引フィルタリングに用いるリスト作成に当たって参照する情報（制裁プログラム等）について、自社の海外送金・貿易金融の取扱状況などを勘案して、年次で妥当性を検証している。
- 取引フィルタリングに用いるリストの正確性を担保するためリスト更新時の業務フロー・手順につき、第三者が再現可能な程度の粒度で明確化（文書化）できているかとの観点から検証を行っている。
- サンプルングした制裁対象者の氏名の語順入れ替え、ミドルネーム削除、スペル一部変更等を行ったうえで、取引フィルタリングシステムで検索を行いヒットするか確認することで、あいまい検索機能の設定の有効性を検証している。
- あいまい検索によりヒットした数件を抽出し、ヒットの判定基準等が妥当か検証。定期的（例えば半期ごと）に実施し、責任者（例えばマネロン等対策担当部署の部長）に報告している。
- 外部業者が提供するサービスの利用により、他行の検知率との比較分析を実施の上、あいまい検索における検知基準の見直しを年次で実施している。

（疑わしい取引の届出）

- 犯罪動向や疑わしい取引の届出の事例等を踏まえた、疑わしい取引の届出の判断基準が用意されていることを確認している。また、当該業務の担当者間で判断の差異が生じないように、定期的に会議を実施し、判断品質の向上と標準化を図っている。
- 疑わしい取引の届出状況の管理簿を届出担当者が作成したうえで、第三者が週次で届出状況を確認し、疑わしい取引の検知から届出に長期間要していないか確認することで、届出業務に必要な組織・リソース（システム・人員等）が用意されていることを確認している。
- 取引モニタリングにより検知したアラート調査の結果、疑わしい取引の届出不要と判断した取引に関し、その判断の妥当性について第三者がサンプルチェッ

クなどにより事後検証を行っている。

3. マネロン等リスク低減措置の実施に係る検証

【考え方・着眼点】

＜考え方＞

金融機関等において、変化するマネロン等リスクに対して有効な対策を講ずるために、整備した低減策に準拠して低減措置が実施されているかを確認する。適切なマネロン等リスク低減策が整備されていることを前提に、規程等に準拠して業務が実施されていること、システムが設計どおりに稼働していること、管理体制が形骸化していないこと等をサンプルチェック等によって確認できる場合、低減策に準拠して低減措置が実施されていると言えると考えている。

＜着眼点＞

以下の観点から自社における実際の運用状況を確認し、設計したルール等に準拠して運用がなされているかを確認することが考えられる。

- ✓ 規程等について、策定したルールに準拠した実務対応がなされているか。
- ✓ システムについて、設計した仕様どおりに稼働しているか。
- ✓ 管理体制について、設計したとおりに運用されているか（例えば次の観点）。
 - － 各部門が業務分掌に応じた責任を果たしているか。
 - － 計画どおりに人員等のリソースが配分されているか。
 - － 設置した会議体やプロジェクトチーム等は設立趣意に沿った運営がなされているか。
 - － 計画どおりに研修が実施されているか。

【参考事例】

- 高リスク顧客に対するデュー・ディリジェンスが規定したとおりに実施されていることを、顧客から受領した KYC に関する質問票回答のサンプル等を用いて確認している。
- 高リスク顧客に対する追加的リスク低減措置が規定したとおりに実施されていることを確認している。
- 新たに高リスクと評価した顧客に対して、規程に基づいて速やかに EDD が実施されたか、営業店の実施状況のサンプルチェック等で確認している。

- 顧客リスク評価ロジックが適切にシステムに反映されていること（例えば、自社の顧客リスクスコアリングモデルに沿って適切にスコアが付与されていること等）を、実際のサンプルデータを用いてシステム上で確認している。
- 外国人の在留期間管理が手続きどおりに実施されているか、在留期間満了が近づいた顧客に対し更新要請がなされているか、在留期間を過ぎた顧客への対応が手続きに従い実施されているかなどを、サンプルチェックで確認している。
- 口座（アカウント）開設を謝絶した場合、事後的に、実務を担当する部署からマネロン等対策担当部署に全件報告し、マネロン等対策担当部署で、リスク遮断に係る対応が規定したとおりに行われているか（疑わしい取引の届出漏れがないか、マネロン等対策名目で合理的な理由なく謝絶を行っていないか、謝絶の記録が適切に保管されているか等）を検証している。
- マネロン等対策関連 IT システムに連携されたデータ（顧客データ、口座データ、取引データ等）について、必要な情報が全て揃っていること（網羅性）、欠損がないこと（正確性）等を、上流システム（勘定系システム、情報系システム等）が保有するデータに照らし確認している。また、検証対象データは、リスクベースアプローチにて、データ管理上重要と定義するデータから選定している。
- マネロン等対策関連 IT システムに連携されたデータの網羅性・正確性の確認はシステム構築後に実施し、より重要な項目については定期的なモニタリングを実施している。
- マネロン等対策関連システムを網羅的に把握・管理し、顧客リスク格付、取引モニタリング、フィルタリング等に関する IT システムに連携されるデータの網羅性・正確性等の有効性検証を行う体制を構築している。なお、検証に当たっては、社内の独立したチームで実施する場合や、外部ベンダーに委託して実施する場合がある。
- マネロン等対策関連 IT システムに登録されるデータの正確性について、定期的にサンプルチェック等を行うことで、元の情報や想定されるデータ型（利用可能な記号種、空白の入力可否等）に照らし検証している。
- 新たな商品・サービスの導入や基幹システムの変更など、マネロン等対策に係るシステムに影響が発生する懸念がある場合は随時、マネロン等対策に係るシステムが設計どおりに機能するか確認している。
- マネロン等対策に係る各種データのシステムへの入力、記録の保存、並びに関連システム間のデータ連携等を適切に（定めたとおりに）実施できているか、定期的にサンプルチェックすることにより検証している。

- 窓口等における異常取引の検知（マニュアル検知）状況、記録の保存状況等の適切性を自主点検や臨店等で確認している。
- 取引モニタリングで検知された取引をランダムに数件抽出し、検知されたシナリオに設定されている条件と当該取引の勘定系データ等が合致しているか確認（新シナリオ設定時はシミュレーション機能を利用して、シナリオに設定されている条件どおりに検知されているか確認）している。
- アラート調査業務及び疑わしい取引の届出要否判断の適切性を確認するため、届出に要する事務処理時間の管理状況、調査に必要な情報の抽出状況、届出判断の整合性等をサンプル調査している。
- アラート調査業務の適切性（例：調査に必要な追加情報の取得状況、謝絶判断の整合性）をサンプル調査している。
- 疑わしい取引の届出やフィルタリング業務等に関し、判断に必要な情報を過不足なくタイムリーに集め、それらに基づいて正確に判断し正しい結論を出すことができているかを、高頻度で検証し、業務の改善につなげている。
- 取引フィルタリングに用いるリストの更新記録などを基に、遅滞なくリスト更新ができているかを検証している。
- 取引フィルタリングの前提となるデータ登録が手続きどおりにできているか（登録漏れやミスがないか）、定期的に（例えば、年次、月次、等）全件確認を行っている。
- 前月 1 か月間に提出した疑わしい取引の届出について、該当した取引に係るリスク低減措置の実効性に問題ないかを検証している。検証によりリスク低減措置の実効性が不十分と認められた場合は、規程等の見直しを随時実施している。
- 第 2 線部署が第 1 線部署に定期的（例えば半期ごと）に臨店し、第 1 線部署において、高リスク顧客や通常と異なる取引に関する対応を本部で定めた規程や事務手続きどおりに行っているか、また、取引時確認やフィルタリングの正確な取扱い、疑わしい取引の本部への報告要否の適切な検証、外為法令の遵守状況等について確認している。
- 海外送金に係る制裁違反リスクを勘案し、慎重な確認の対象としている取引のうち、取引内容を踏まえて特にリスクが高いと考えられる取引を抽出し、確認内容の適切性の検証を行っている。
- 外国送金、外貨両替等の高リスク取引について、帳票やエビデンス資料を第 1 線から取り寄せ、コンプライアンス部門が、定期的に（例えば月次で）、第 1 線における規程に沿った適切な EDD の実施状況等を、サンプルチェックの手法で

確認している。なお、不適切な状況を確認した場合は、当該部店の業績評価の引き下げや指名研修への参加義務付け等を行っている。

- 国際部門における海外送金（仕向・被仕向）や貿易取引の取組み結果をマネロン等対策担当部署がサンプル抽出し、手続きに定められている対応を定められたとおりに実施できているか検証している。
- 次年度の研修・資格取得計画の策定にあたり、①手続違反状況、②受講後の確認テストの合格状況、研修受講者・研修主催部・モニタリングや監査実施部署等からの意見を踏まえて有効性の評価を行い、研修対象者や研修内容・頻度等の見直しを検討している。
- マネロン等対策に係る研修プログラムを策定し、研修結果について、定着度の効果検証のうえ、その結果をマネロン等対策委員会に報告している。

4. その他（検証主体や検証手法など）

有効性検証を実施するための態勢整備や手法の整理も必要である。本項では、いくつかの金融機関等との対話の中で把握した実態をもとに、上記1から3の検証を実施するに当たって参考となる、検証主体の設置や検証手法に関する事例を整理している。

【参考事例】

- 全社リスク評価結果、内外指摘事項、規程・手続の改定状況、組織・体制の変更、新商品・サービスの導入実績等を勘案して検証対象を選定し、次年度の年次計画に反映している。
- 全社リスク評価結果などを踏まえて選定した検証項目について、重要度・優先度などの観点から評価を行い、検証頻度を検討している。
- 第2線部署内に、マネロン対策等を所管する組織から独立した有効性検証を担う専門組織を設置している。
- 第3線部署が第2線部署による有効性検証の実施状況を随時確認し、監査計画を機動的に調整している。
- 有効性検証を担う専門組織においては、監査と同様の手法（業務担当者へのインタビュー、業務実施状況の直接観察、文書レビュー、サンプリング等）を採用し、検証目的、対象に応じて使い分け検証を実施している。また、サンプル検証を実施する際の母集団の特定方法や統計学的なサンプル抽出手法をあらかじめ規定している。
- 有効性検証を担う専門組織は、検証の結果発見された課題（指摘事項）について、関係部署からは是正策の提出を受け内容をレビューする他、当該是正策が完了した

際にはその証跡を受領し、是正策の実効性を確認・承認している（フォローアップ）。なお、フォローアップに際しては、各課題について対応期限を定め、たうえで管理表を活用しつつ、是正策の進捗状況を確認している。

- 有効性検証において、業務担当者へのインタビューや業務実施状況の直接観察といった手法を活用している。
- リスク低減の程度を測る指標（例：疑わしい取引の届出件数、高リスク顧客の割合）を設け、定期的にリスクレベルを把握している。
- 第2線部署の業務に係る業務フローや手続きについて、業務担当以外の第三者が再現可能な程度に文書上明確化されているかという観点から検証する。
- マネロン等対策に係る国内外の法令・規制等の制定・改廃等があった場合、その内容や自社の業務への影響について第2線部署が調査を行い、調査結果を社内で経営陣を含めて報告・共有している。報告・共有に当たっては、外部弁護士の意見や助言をもらい、調査結果の妥当性も検証している。
- 第1線部署内に、マネロン等リスクの知見を有する専担者を配置し、自律的統制の枠組みとして、主に手続準拠性の観点で、点検計画の作成、点検実施、検知事項分析の対応をPDCAサイクルにて行っている。他方、第2線部署において、当該PDCAサイクルの実施状況を確認し、第1線の自律的統制が有効に機能しているかを検証している。
- リスク評価の結果、高リスクと評価した顧客属性、商品・サービスに対するマネロン等リスク低減措置実施後、当該低減措置によるリスク低減の効果を確認するために、マネロン等リスクに関連する指標（自社の直面するリスクに係る指標）推移を定期的に分析・検証している。
- マネロン等リスクに関する国内外の指標（外部環境に係る指標）の推移について、リスク評価書作成時以外にも定期的に検証し、著しい変化が発生していることを認識した場合はその原因分析を踏まえて、自社のマネロン等対策の有効性検証を行う。
- 社内のマネロン等対策に係る職員へのヒアリングやアンケートの結果も、自社のマネロン等リスクの特定・評価・低減の検証（特に、リスク低減のための施策の適切性の確認など）に活用している。
- マネロン等対策に関する有効性検証の結果について、定期的に経営陣へ報告し承認を受けることで、当該検証が終了したことを確認している。
- マネロン等リスクの特定・評価・低減に関する業務の一部を外部に委託している場合、外部委託先管理の一環として、外部委託先の業務遂行に係る態勢や業務遂

行の状況を年次で検証している。

- マネロン等対策に係る共同運用システムを利用している場合でも、定期的に（例えば、リスク評価書の作成時等に）自社が直面するマネロン等リスクに対して当該システムが有効に機能しているか検証している。
- マネロン等対策に係る業務を共同化している他金融機関と定期的に（例えば四半期ごと）会議を行い、情報共有、運営状況検証、改善事項検討、改善対応のフォローアップを実施し、共同で行っている業務の有効性を維持・高度化している。
- 第1線や第2線の関係部署が一堂に集うワーキンググループなどを月次で開催し、各部からマネロン等リスク低減措置の実施状況を報告する場を設けることにより、マネロン等対策に係る業務遂行が手続きどおりに行われているかを確認している。
- 営業店や外為業務所管部署等のマネロン等対策の実務を担う部署に対して、定期的に立入りのうえモニタリングを行う計画を策定し、第2線が立入りのうえマネロン等対策に係る業務遂行が手続きどおりに行われているかといった適切性を確認している。
- 第2線や第1線自身が、営業拠点に立入りをを行い、拠点長を含む職員との面談を行い、拠点でのマネロン等リスク低減措置の実施状況（手続きに基づく対応状況等）や拠点が抱える問題等を確認している。その結果を踏まえて、低減措置の実施に係る対応の是正を行うほか、低減策の整備に関する示唆情報がある場合は必要に応じて整備を担当する部署に還元を行っている。
- グループ内のコンサル会社に一部の検証を委託する、関連会社の事務集中部署に第1線におけるリスク低減措置の実施状況をモニタリングする専担部署を設けるなど、グループのリソースも活用して有効性検証を行っている。
- 外部専門家からの支援も受け、欧米等の先進事例等を踏まえた検証対象項目を特定している。
- 特殊詐欺の増加を受け、ATMや店頭取引に関するモニタリング等のリスク低減が適切に整備され運用されているか、外部専門家（コンサルタント業者）による有効性検証を実施している。

以上